

事業コード	0030106	政策コード	02	政策名	国内外に打って出る攻めの農林水産戦略						
事業名	政策転換対応型農業支援事業	施策コード	03	施策名	付加価値と雇用を生み出す6次産業化の推進						
		指標コード	01	施策目標(指標)名	加工・流通販売業者など異業種との連携による新たなビジネスの創出						
部局名	農林水産部	課室名	水田総合利用課	班名	調整・水田計画班	(tel)	1783	担当課長名	菊子 正稔	担当者名	伊藤 圭

評価対象事業の内容

事業年度 平成23年度 ~ 平成25年度

1-1. 事業実施の背景(施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか)
 平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施により、県の重点品目や地域の重点品目について過年度の助成水準下回り、営農意欲の低下が懸念されることから、激変緩和措置が必要である。
 また、市町村間の転作率の較差縮小措置に伴い、転作率が増加する市町村において営農意欲の低下が懸念されることから、生産数量目標の大幅な減少に対応した水田農業の構築を支援する必要がある。

5. 前回評価における指摘事項等

指摘事項

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点
 経営所得安定対策については、制度の見直しが行われ、とりわけ水田を活用した戦略作物や地域特産作物の生産に活用できる産地交付金(旧産地資金)が拡充された。

指摘事項への対応

2. 住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの)
 満足度を把握した対象 受益者 一般県民(時期: H26年 05月)
 満足度の把握方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に)
 満足度の状況
 県内の各地域農業再生協議会との情報交換会等において、米以外での特色ある産地づくり、複合化の推進に効果があり、事業の継続を求める声もあった。

6. 事業の内容
 事業概要及び推進状況
 戸別所得補償制度の実施により、これまでの助成水準を下回る重点品目等の激変を緩和し、産地づくりを支援するとともに、転作率の較差縮小に伴い転作率が急増する地域に対して、作付けの転換等に必要な経費を助成し、生産調整を円滑に推進する。 県の重点品目や地域特認作物への助成金について、従前の助成水準の概ね9割まで補填を行い、助成単価の維持を図った。

3. 事業目的(どういう状態にしたかったのか)
 県が重点的に産地化を推進する品目や地域の重点品目について、過年度の助成水準を確保して営農意欲の低下を防ぎ、他事業等の生産振興策と併せて産地づくりを支援する。 また、転作率の較差縮小措置に伴い転作率が増加する地域には、作付転換に必要な経費を助成し、生産調整参加者における転作に向けた営農意欲を維持・向上させ、円滑な生産調整の推進を図る。

事業費等		単位(千円)	
内 訳		当初計画事業費	最終事業費
重点品目産地づくり支援事業		1,609,428	680,867
較差縮小対応型水田農業緊急対策事業		100,572	93,811
事業費計		1,710,000	774,677
財源内訳	国庫補助金	0	0
	県 債	0	0
	そ の 他	1,710,000	774,677
	一 般 財 源	0	0

4. 目的達成のための方法
 事業の実施主体
 市町村、地域農業再生協議会等
 事業の対象者・団体
 農業者等
 達成のための手段
 県・市町村が重点的に推進する野菜、大豆等の作付に対して過年度の助成水準を確保するための交付金を市町村等へ交付し、産地づくり支援する。 市町村ごとの転作率の較差を3年で1/2に縮小することとしているため、較差縮小に伴い、県平均転作率の変動より転作率が上昇する市町村に対して、作付転換等に対して助成できる交付金を交付し生産調整の推進を図る。

当初計画及び最終の事業費比較
 最終事業費 / 当初計画事業費 =(0.45)

7. 事業の効果及び課題の改善状況
 転作田を利用した米以外の作物生産に係る補助金収入について、激変が緩和され農業経営の安定に一定の効果があった。

8. 事業の効果을把握するための手法及び効果の見込み

指標名	えだまめ、アスパラガス、ねぎ、菌床しいたけの販売実績								指標の種類
指標式	販売額(百万円)								成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体	
目標a					7,701	7,769	7,863		
実績b					6,059	5,927	6,371		
b/a					78.7%	76.3%	81%		
データ等の出典	J A 青果物生産・販売計画書等								
把握する時期	当該年度中		月	翌年度	05月	翌々年度	月		

指標名	米の戸別所得補償加入率								指標の種類
指標式	米戸別所得補償加入申請面積(経営所得安定対策のうち米の直接支払交付金加入申請面積)÷生産数量目標面積換算値×100								成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体	
目標a					95	95	95		
実績b					96	94	94		
b/a					101.1%	98.9%	98.9%		
データ等の出典	農林水産省公表資料								
把握する時期	当該年度中		08月	翌年度	月	翌々年度	月		

指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法
 指標を設定することが出来なかった理由
 成果(見込まれる効果)

所管課の評価				評価結果	
有効性の観点	住民満足度の状況	a	b	c	A B C
	【b又はcの場合の分析】				
	事業の効果	適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満			
効率的性の観点	【b又はcの場合の理由】 ねぎや菌床しいたけは生産量・生産額とも伸びが見られたが、えだまめは天候不順による生産量の減少や他産地との競争激化により、作付面積は増加したものの生産額は横ばいとなった。また、アスパラガスは高齢化等により作付面積が減少したことにより、生産額も減少した。				A 1.0~ B 0.8~ 1.0 C ~0.8
	事業の経済性の妥当性	適用の可否 可 不可 a 1.0~ b 0.8~1.0 c ~0.8			
	$\left[\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right] / \left[\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right] = 1.80$ 【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】 指標 については、2.20となる。				
総合評価	A (妥当性が高い) B (概ね妥当である) C (妥当性が低い)				主食用米の生産が縮小する中、県の重点品目や地域特認作物の作付拡大は本県の広大な水田を有効に活用し所得を確保していく上で重要であり、本事業は生産拡大や農業所得の安定に一定の効果があった。一方で、国の政策が転換する以前の交付金に準じ、規模要件を設けず小規模農業者までの助成を可能としたため、転作作物の団地化や集積等に対する助成事例は少なく、担い手の育成には必ずしも結びつかなかった。今後は、新たな経営所得安定対策のもと、転作田を活用した戦略作物や主食用以外の米の作付けを強力に推進すること等により、水田フル活用による農業者の所得確保に向けた取組を促進していく。
	評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)				
政策評価委員会意見					

終了事業事後評価判定点検表

(様式5-1)

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	1次	2次	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	2		A:有効性は高い (4点) B:有効性はある (1~3点) C:有効性は低い (0点)	
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1				
		c 住民満足度等を把握していない	0				
	二 事業目的の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	1			
		b a、c 以外の場合	1				
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0				
計			4	3		B	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	2		A:効率性は高い (2点) B:効率性はある (1点) C:効率性は低い (0点)	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0				
	計			2	2		A

(注) 事業経済性の算定式

$$\left(\text{事業終了後の効果} / \text{最終事業費} \right) / \left(\text{当初計画時の効果} / \text{当初計画時事業費} \right)$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(2) 総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B	
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		